

旅客船の総合的な安全安心対策 (海上運送法改正等)

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官



「海上運送法等の一部を改正する法律」の
一部改正事項等に関する説明会 URL

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

① 事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設 **法律事項**
- ・事業許可更新制度の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・運航の可否判断の客観性確保
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

② 船員の資質の向上

- ・船長要件の創設 **法律事項**
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、
初任教育訓練、乗船履歴)
- ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③ 船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

④ 監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォローアップ**の徹底、**自動車監査等のノウハウ**吸収、**監査体制の強化**等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤ 船舶検査の実効性の向上

- ・国による**JCI(日本小型船舶検査機構)**の検査方法の**総点検・是正と監督の強化**(ハッチカバー等を含む) 等

⑥ 安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦ 利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額**引き上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し **法律事項** 等

- ✓ 令和5年度の海上運送法等の改正などにより、安全統括管理者・運航管理者の業務内容にも影響のある制度改正が、令和6年度より順次施行。
- ✓ 特定操縦免許講習、履歴限定、特定教育訓練の実施といった小型船舶の船長に関する制度改正が令和6年度より施行されるため、配乗計画の策定等に際して注意が必要。
- ✓ また、施行は令和8年度(予定、さらに経過措置1年)からであるが、今後、安全統括管理者・運航管理者として選任されるためには、それまでに試験に合格し、資格者証を取得する必要がある。
- ✓ そのほかにも、船舶の設備要件の変更や、事業許可更新制度の導入等が予定されている。

1. 小型旅客船等の船長要件の変更(令和6年度より)
2. 安全統括管理者・運航管理者に対する資格制度の創設と運航管理者の責務の強化等による運航管理体制の強化(令和8年度より)
3. 安全情報の提供(令和6年度より)
4. 船舶の設備要件の変更
5. 事業許可更新制度の導入等による事業規制の強化等

1. 小型旅客船等の船長要件の変更(令和6年度より)
2. 安全統括管理者・運航管理者に対する資格制度の創設と運航管理者の責務の強化等による運航管理体制の強化(令和8年度より)
3. 安全情報の提供(令和6年度より)
4. 船舶の設備要件の変更
5. 事業許可更新制度の導入等による事業規制の強化等

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員法の一部改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度改正が施行予定。

▶▶▶ 令和6年4月以降に特定操縦免許を取得する者から即時適用



特定操縦免許講習

- ・講習が8時間(学科4h、実技4h)以上追加
→ 合計15時間以上の課程に
- ・科目毎の修了試験(補講・再試有り)
- ・講習機関の登録権限は運輸局長に委任



履歴限定制度

- ・沿海区域以遠を航行した履歴 1年
- ・履歴限定時、小型旅客船等に船長として乗船可能な航行区域を平水区域に限定

▶▶▶ 既存の特定操縦免許受有者の取り扱い



経過措置 2年間

- ・2年間は現行免許のままで乗船可能
- ・新特定操縦免許に切り替えた時点で履歴限定制度の対象



移行講習

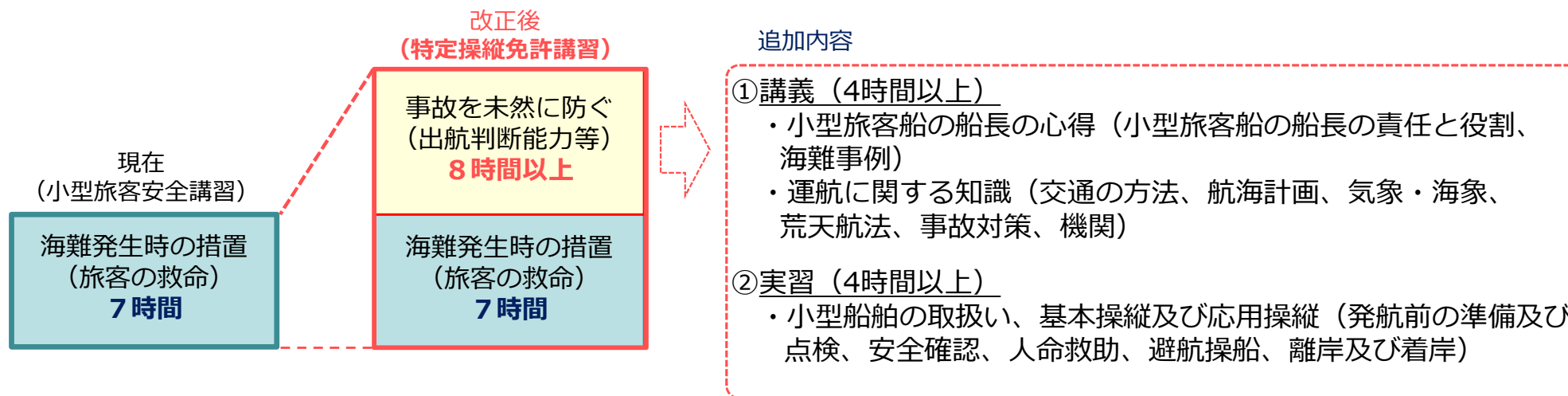
- ・特定操縦免許講習の拡充内容相当
- ・一定の乗船履歴で乗船実技科目を免除

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「**特定操縦免許講習**」とする。
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを**新たに取り入れる**とともに、修了の要件として**修了試験**を導入する。



講習課程の拡充

「事故を未然に防ぐ」観点から、講習内容に船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に、一定の乗船履歴を求めることとする。



必要な
乗船履歴

沿海区域※以遠を航行する 総トン数200トンまでの船舶
において 船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴
※限定沿海区域を含む。

1年以上



履歴限定
の内容

小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域

平水区域
のみ



履歴の
計算・証明

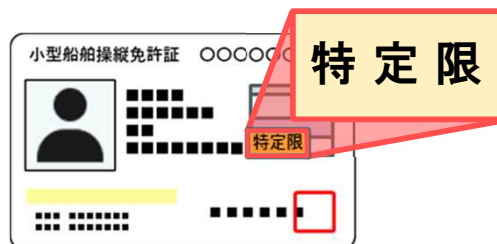
船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）
一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）
遊漁船・・・遊適法に基づく乗務記録、実務経験証明書等
その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等

※計算・証明方法は現時点での想定であり、施行までに変更可能性あり

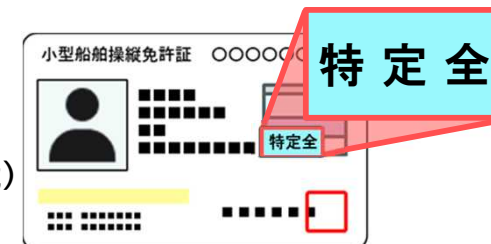
船長要件の確認（操縦免許証による確認方法）

※R6.4以降に交付されるものに限る。

履歴限定あり
(平水区域で乗船可能)



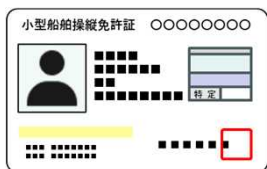
履歴限定なし
(全ての航行区域※で乗船可能)
※一級又は二級の操縦免許に
応じた区域内



改正法の施行日(令和6年4月1日)から2年間(令和8年3月31日まで)を経過措置期間とする。



施行日以前に取得された特定操縦免許の取り扱い



令和8年3月31日までに限り、特別な手続きをすることなく、全ての航行区域※において小型旅客船等に船長として乗船可能

※一級又は二級の操縦免許に応じた区域内

✓ 新特定操縦免許に切り替えた場合、経過措置期間中でもその時点で履歴限定の対象



移行講習

特定操縦免許講習

事故を未然に防ぐ
(出航判断能力等)
8時間以上

海難発生時の措置
(旅客の救命)
7時間(※)

移行講習

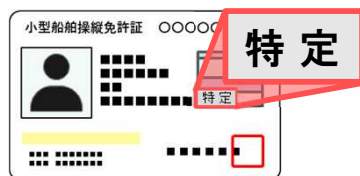
既存の特定操縦免許受有者は、移行講習(今回拡充される内容部分)を修了することで新特定操縦免許に切り替えが可能

- ✓ 修了試験に合格した者にのみ修了証明書を交付
- ✓ 一定の乗船履歴を有する者については乗船実技科目を免除

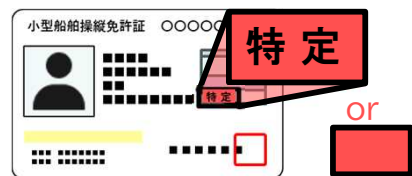


経過措置期間に切り替えを行わなかった者等の取り扱い

- ・移行講習を受講していない者が、経過措置期間中に免許証を更新した場合
 - ・経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった者が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合
- ✓ 「特定」の記載欄を赤色にした免許証を交付(経過措置期間終了後に更新した場合、「特定」の文字なし)



現行の免許証



更新後の免許証

or
文字なし

特定又は[]の免許証では、令和8年4月1日以降小型旅客船等に船長として乗船できない。

特定又は[]の免許証を有する者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受ける場合、救命科目は免除(実質、移行講習と同じ)。

✓ 小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施を義務付け。

特定教育訓練対象者

国土交通大臣が定める旅客の輸送の用に供する総トン数20トン未満の船舶※の乗組員
(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。)

※ 従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象

対象者の具体的イメージ

小型旅客船の船舶所有者



特定教育訓練を実施

法第5条の船舶所有者：船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合はその者（船員派遣の場合、使用する者は派遣先のみ）

改正法第118条の5の特定小型船舶所有者：船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人
※乗組員の雇用契約は関係しない。

以下の職務で乗り組もうとする者

注：復職船員にも教育訓練を実施

船長



甲板員



甲板部職員
又は部員

その他乗組員



(左記以外の)輸送の安全の確保に関する業務を行う者

訓練内容

■ 船舶ごと

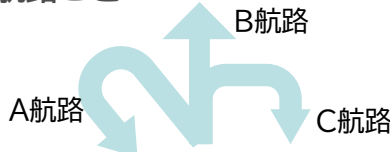


A船



B船

■ 航路ごと



■ 主な内容



- ✓ 運航水域の特性
 - ・ 運航水域の気象海象
 - ・ 運航水域における規制
 - ・ 安全管理規程(運航基準含む)
- ✓ 緊急時対応
 - ・ 避難港
 - ・ 救命器具
 - ・ 避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
 - ・ 操船
 - ・ 離着棧
 - ・ 無線連絡 等




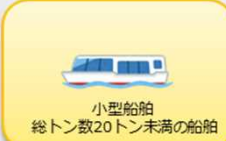
1. 小型旅客船等の船長要件の変更(令和6年度より)
2. 安全統括管理者・運航管理者に対する資格制度の創設と運航管理者の責務の強化等による運航管理体制の強化(令和8年度より)
3. 安全情報の提供(令和6年度より)
4. 船舶の設備要件の変更
5. 事業許可更新制度の導入等による事業規制の強化等

安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業：**人の運送をする船舶運航事業**

【安全統括管理者資格者証】

<p>総合安全統括管理者資格者証</p>	 と  <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p> <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>のいずれか又は両方を事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能</p>
<p>大型船舶安全統括管理者資格者証</p>	 <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p>	<p>のみを事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能</p>
<p>小型船舶安全統括管理者資格者証</p>	 <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>のみを事業の用に供する事業者において、安全統括管理を担うことが可能</p>

【運航管理者資格者証】

<p>総合運航管理者資格者証</p>	 と  <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p> <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>
<p>大型船舶運航管理者資格者証</p>	 <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p>	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>
<p>小型船舶運航管理者資格者証</p>	 <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>

[改正海上運送法において規定]

- 運航基準に定める運航中止条件に該当するときに船舶の運航の中止を指示することは、運航管理者の職務。
- 従業者（業務に従事する全ての者）は、運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。

運航管理者の職務



運航海域における風速、波高、視程が
運航基準に定める運航中止条件に該当するとき

運航中止の指示

船長



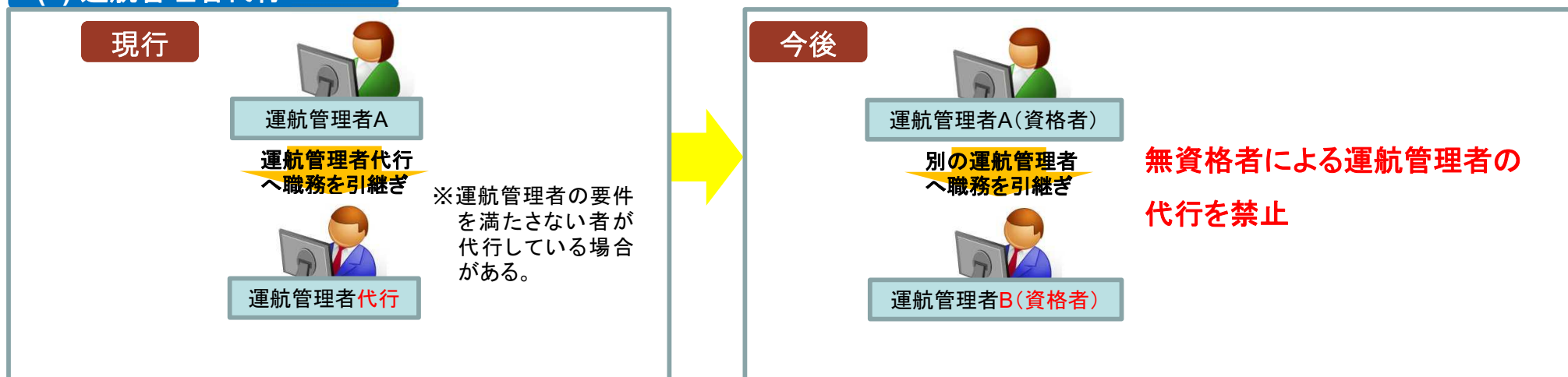
運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。

(船長以外の全ての従業者も同様)

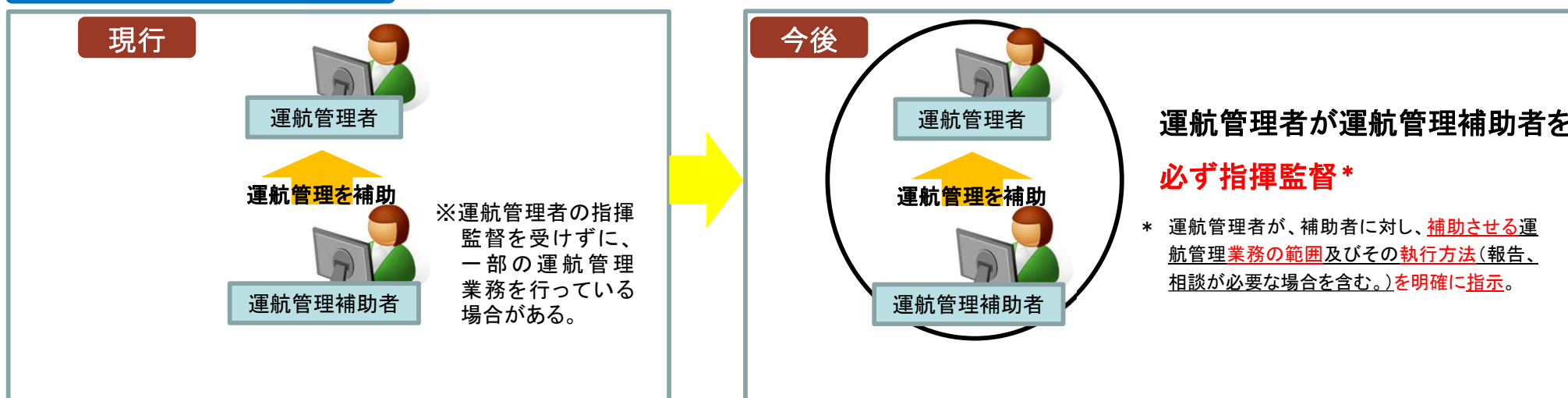
※ **船長は**、運航管理者からの運航中止指示がない場合であっても、航海の安全を確保するため必要と判断する場合には、船舶の運航を中止した上で、運航管理者へ連絡する。(船長の職務権限を確保)

- **運航管理者**の職務は、**有資格者のうちから選任**された者が担う。
- **運航管理補助者**（資格不要）は、**運航管理者の指揮監督のもとで業務**を行う。
- 運航中は、陸上の**運航管理者**と船上の**船長**との間で必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

(1) 運航管理者代行



(2) 運航管理補助者



- 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者については、**運航管理者と船長の兼務を認める**。
- ただし、運航中は、**運航管理者(船長)**と**陸上要員**(いずれも**追加講習の受講が必要**。)が、必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

(3) 運航管理者の船長兼務

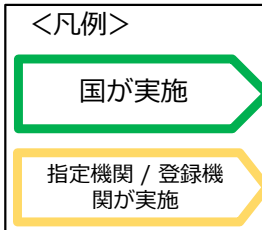


- ※ 1 : 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者では、事業の実態上、運航管理者の船長兼務を認めない場合の影響が大きい一方、兼任する場合でも、当該運航管理者及び陸上要員が必要な講習を受講していれば安全水準を確保できると考えられる。具体的には、**同時に運航している船舶が常時1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満かつ旅客定員が13人未満である届出事業者である事業者**にあつては、**運航管理者と陸上要員が追加の講習を受講することを条件に、特例を認めることを想定**している。
- ※ 2 : 当該事業者の航路が**地域住民等の日々の経済社会活動に必要な不可欠な航路である場合**にあつては、運航を止めることが当該地域に与える影響が大きいことから、**非常時の陸上要員を置く等の体制確保を条件に**、急病等による運航管理者の不在により**臨時に必要と認められる場合**には、**特例を認めることを想定**している。

本制度は令和8年度の施行であり、そのための省令改正を含め、今後、制度の詳細を検討し、措置を講じていくこととしているところ。

- **令和8年度の施行（予定）**に間に合うように、**令和7年度には試験が実施できるよう準備**を進める。
- **施行に際し、従前の要件による管理者選任を一定期間認める経過措置**を設け、円滑な制度移行を図る。
- 資格者証の更新の際に受講する講習についても、最初の更新時期である令和9年度に間に合うよう準備を進める。

【スケジュールのイメージ】



	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
法令上の義務				<p>者が証行を予定有する（資格者）</p> <p>経過措置1年* （従前の要件による管理者選任も認める）</p>	<p>資格者証を有する者から安全統括管理者・運航管理者の選任が必要</p>
試験	<p>制度改正・施行準備</p>	<p>試験問題例の周知</p>	<p>試験実施</p>		
講習		<p>資格者証発給準備等</p>	<p>資格者証発給事務の実施・資格者管理</p>		<p>講習実施 （安全統括管理者資格者証・運航管理者資格者証の更新講習）</p>
			<p>講習実施 （運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習及び陸上従業者講習）</p>		

○ 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証交付に当たって必要な実務経験の年限について、以下のとおり検討中。

	安全統括管理者（安統管）	運航管理者
現行	<ul style="list-style-type: none"> 以下の実務経験等が必要 ① 安全関係業務経験 3 年 ② 上記①と同等能力 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の実務経験等が必要 ① 船長 3 年又は甲板部職員 5 年 ② 運航管理業務経験 3 年 ③ 上記①又は②と同等能力
資格要件	<p>実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「安全関係業務経験 1 年」等 今後要調整</p>	<p>実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「①船長 1 年又は甲板部職員 2 年」 「②運航管理業務経験 1 年」等 今後要調整</p>
追加	<ul style="list-style-type: none"> 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること <p>※ 2 年毎の更新制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること <p>※ 2 年毎の更新制</p>

○ 安全管理規程に記載する事項として、以下の内容が明確となるよう、法令化とひな形の充実を進める。

令和6年度実施

<安全管理規程の重要規定のイメージ>

現行

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
 - 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任に関する事項



今後

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
 - 上記から変更なし
- ・安全管理規程において明らかにするべき内容
 - 営業所の名称、所在場所及び連絡先
 - 輸送の安全の確保に関する経営責任者の責任
 - 輸送の安全に関わる情報の関係者への連絡
 - 気象、海象等により輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況で船舶の運航中止
 - 船舶その他の輸送施設の点検及び整備の確実な実施
 - 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設の使用中止
 - 従業員の酒気帯びの有無及び疾病、疲労等により安全に業務を遂行することができないおそれの有無の確認
 - 教育及び訓練の実施
 - 輸送の安全に関する業務の実施状況についての正確な記録の保管


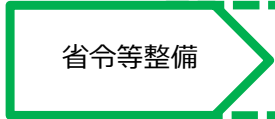
明確化

ひな形の主な改正内容

★…R8年施行予定であるものを含む

- ① 運航管理者の助言の尊重義務の法令化 ★
- ② 運航管理体制の強化 ★
- ③ 運航の可否判断の客観性確保、安全管理規程等の公表義務化
 例) 船長は、会社や運航管理者から指示がなくても、自らの判断で、出航中止や避難などの措置を講じることができる 等
- ④ 避難港の活用の徹底、事故発生時の安全教育、初任教育訓練の義務化、船長要件の創設
- ⑤ 事故等情報の国への報告
- ⑥ 発航前検査の確実な実施
- ⑦ その他ひな形の充実
 - ・安全管理規程を適用する範囲（船舶・営業所）の明確化
 - ・経営の責任者の責務の明確化
 - ・安全統括管理者・運航管理者の責務の明確化 ★
 例) 運航管理者が気象・海象等を勘案して運航中止を指示した場合、経営者も含めて従業者は当該指示に従うこと 等
 - ・各記録簿の保存期間及び備え置く場所を明確にするとともに、様式例を追加 等

【スケジュールのイメージ】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法令整備	 法改正	公布 済  省令等整備	上記のうち、★を付した事項について、R8年施行の規定に関する準備等		安全統括管理者・ 運航管理者の職務 に関する規定 施行予定★
ひな形改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要規定の法令化とひな形の改正を受けた事業者側の対応については、現在検討中です。 ● しかしながら、法令化した規定は、現在の安全管理規程においても記載することとなっている事項なので、改正法令が施行される令和6年4月1日に修正した安全管理規程を届出頂くことは考えておりません。 				

1. 小型旅客船等の船長要件の変更(令和6年度より)
2. 安全統括管理者・運航管理者に対する資格制度の創設と運航管理者の責務の強化等による運航管理体制の強化(令和8年度より)
- 3. 安全情報の提供(令和6年度より)**
4. 船舶の設備要件の変更
5. 事業許可更新制度の導入等による事業規制の強化等

国による更なる情報提供体制の構築

令和6年度施行予定（公表は令和7年度に入ってから）

○ 例えば、事業者の以下のような安全情報を、国において定期的に（例：毎年）HPで公表することとする。

<国が公表することとする安全情報のイメージ>

- 運航する船舶の船名、旅客定員、総トン数
- 救命設備や無線設備の搭載状況
- 船舶検査証書の交付年月日
- 任意の安全設備の搭載状況等の安全に関する取組
- 事故件数
- 行政処分内容

事業者による安全情報の提供の拡充

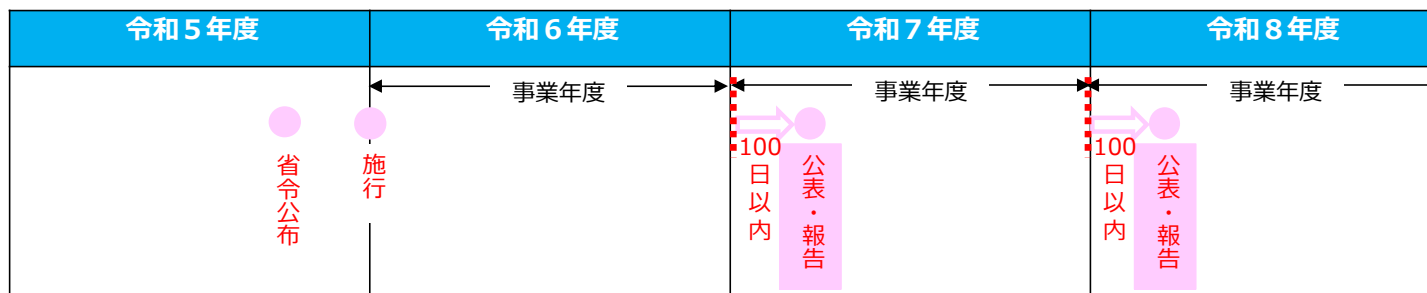
令和6年度施行予定（公表は令和7年度に入ってから）

○ 事業者自身においても、上記の国による情報提供内容のほか、例えば以下のような安全情報の公開を求めることとする。

<事業者が公表することとする安全情報のイメージ>

- 安全管理規程
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日）
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>



1. 小型旅客船等の船長要件の変更(令和6年度より)
2. 安全統括管理者・運航管理者に対する資格制度の創設と運航管理者の責務の強化等による運航管理体制の強化(令和8年度より)
3. 安全情報の提供(令和6年度より)
- 4. 船舶の設備要件の変更**
5. 事業許可更新制度の導入等による事業規制の強化等



小型旅客船等安全対策事業費補助事業
事務局 URL

対象船舶

➤ 以下のいずれかに該当する船舶

- ① 法定無線設備として携帯電話を積み付けている、限定沿海を航行する旅客船
- ② 法定無線設備の積み付け義務のない旅客を搭載して事業に使用される船舶

〔「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）〕

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 （琵琶湖を除く）	-			-		
平水（上記を除く）	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*			業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		
2時間限定沿海	【許可船】業務用無線、衛星電話又は携帯電話			業務用無線又は衛星電話		
	【許可船以外】業務用無線、衛星電話又は携帯電話					
沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話		
全沿海	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話	業務用無線又は衛星電話	

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

 ：対象船舶（R4.10.28公布の告示で措置済み）

 ：対象船舶

適用日

- ①旅客船：
許可船 **令和4年11月1日(措置済)** 許可船以外 **令和6年4月1日**※1
- ②旅客船以外の事業船※2：**令和7年4月1日**※1
- ③遊漁船※3：**パブリックコメント等を受けて検討中**

※1 現存船は適用日以降の最初の**定期的検査**までの**経過措置あり**

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶（小型兼用船を含む）

適用関係

- ①旅客船：
法定無線設備から携帯電話を除外
- ②旅客船以外の事業船：
無線設備の積付けを義務化

※ 法定無線設備に加えて、携帯電話を船内へ持ち込み、使用することは可能。

対象設備

○[次ページ参照](#)

VHF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

MF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

N-STAR電話



出典：株式会社NTTドコモHP

インマルサット衛星電話



出典：古野電気株式会社HP

衛星携帯電話



出典：KDDI株式会社HP

携帯電話



◆ 携帯電話を法定の無線設備から除外（携帯電話のサービスエリア内の平水を除く。）

※ただし、携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。

対象船舶

➤ 限定沿海以遠を航行する以下のいずれかに該当する船舶

①旅客船

②旅客を搭載して事業に使用される船舶 (「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶 (例: 海上タクシー、遊漁船等))

航行区域 \ 旅客数	①旅客船 (旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船 (旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			- ※1
限定沿海 (2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)	※1					
沿海	GMDSSにより措置済				GMDSSにより措置済	

※1 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

黄色背景: 対象船舶

適用日

①旅客船: **令和6年4月1日**※1

②旅客船以外の事業船※2: **令和7年4月1日**※1

③遊漁船※3: **パブリックコメント等を受けて検討中**

※1 現存船は適用日以降の最初の**定期検査**までの**経過措置あり**

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶 (小型兼用船を含む)

対象設備

○EPIRB (AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る)



出典: 日本無線株式会社HP

又は

○AIS (簡易型(Class-B)を含む)



出典: 古野電気株式会社

対象船舶

- ①旅客船(旅客定員13人以上の船舶。以下同じ。) 又は
 - ②旅客を搭載して事業に使用される船舶
- 〔「海上運送法」又は「遊漁船業の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー、遊漁船等)〕
- のうち、以下に該当するもの。

航行する水域の最低水温	対象船舶
10℃未満	すべての船舶(河川、港内、一部の湖※を航行するものを除く)
10℃以上15℃未満	限定沿海以遠を航行する船舶
15℃以上20℃未満	限定沿海以遠を航行する一部の船舶

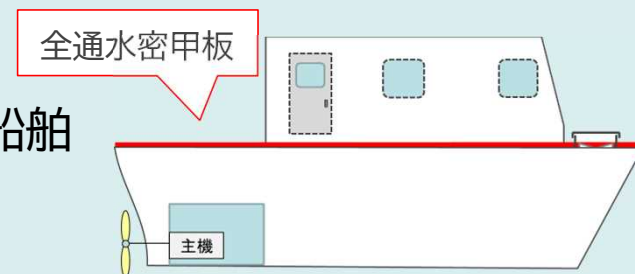
※:琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖を航行する船舶のみが対象。

搭載免除の特例

※パブリックコメント等を受けて、特例の追加について検討中

- ①一定の水温(20℃)を下回る時期に運航しない場合
- ②対象船舶の航行時に伴走船を伴う場合
- ③船内に浸水しないように措置された全通水密甲板※を有する船舶
- ④航行区域が母港に近いもの(母港から5海里以内)
- ⑤迅速に救助開始可能な救助船を配備している船舶

注)③~⑤については、最低水温が15℃以上20℃未満のものに限る



※全通水密甲板を有する船舶のイメージ

適用日

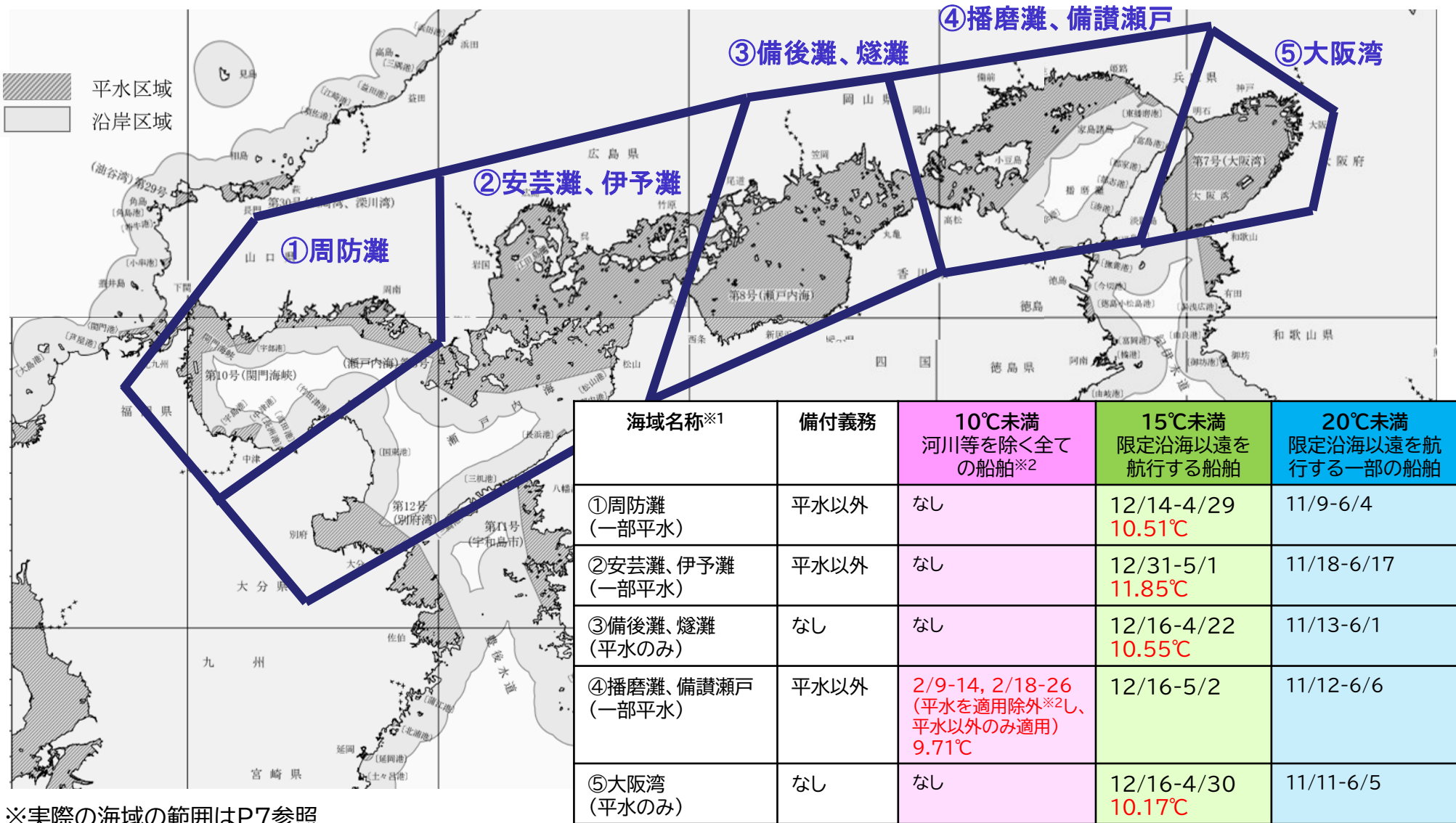
パブリックコメント等を受けて検討中



改良型救命いかだ等の製品イメージ

瀬戸内海の水温データ、備付義務

瀬戸内海のうち、平水以外の海域は備え付け義務あり。



※実際の海域の範囲はP7参照

※1 : 上記①～⑤は全て輻輳海域

※2 : 平水かつ輻輳海域の海域は適用除外とする。

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、一部の適用日については、現在検討中です。

海上運送法適用			遊漁船 適化法適用	左記事業以外で使用		適用日※			
許可	届出 13人以上	届出 12人以下		13人以上	12人以下	改良型救命 いかだ等	法定無線設備	非常用位置等 発信装置	
○						検討中	措置済み	R6.4.1	
○			○				措置済み	R6.4.1	
	○						R6.4.1	R6.4.1	
	○		○				R6.4.1	R6.4.1	
				○			R6.4.1	R6.4.1	
		○	○	○			R6.4.1	R6.4.1	
		○		○			R6.4.1	R6.4.1	
			○	○			R6.4.1	R6.4.1	
		○					R7.4.1	R7.4.1	
		○	○				R7.4.1	R7.4.1	
			○				検討中		
			○		○		検討中		
					○		非適用		

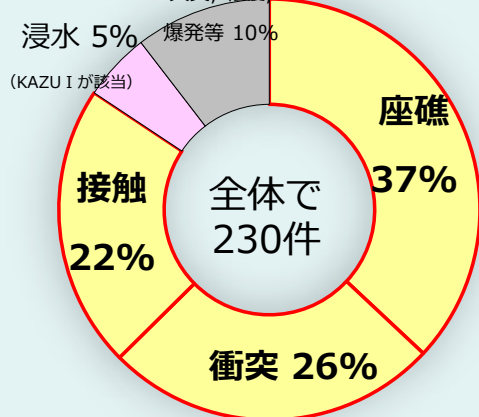
※現存船については、適用日以降最初の定期検査等の時期までの積付けを求めています。

○ 運輸安全委員会からの国土交通大臣への意見を踏まえ、水密性の確保に関し、限定沿海区域を航行する船舶の基準を厳格化。

検討概要

1. 事故発生状況解析

※ 2008年以降の運安委報告書より集計
火災, 転覆

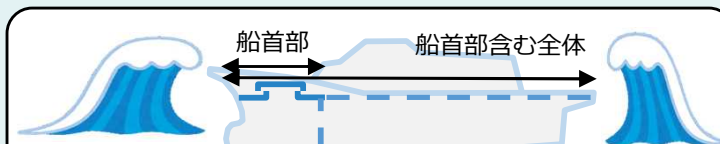


座礁、衝突、接触事故が約85%

- これらを元に沈没に至るリスクを算出。
- 各対策（隔壁の設置等）を実施した場合に沈没のリスクがどれほど低減されるかを比較。

2. 小型旅客船への波の打ち込み頻度推定

※ 海象データ、船型データより計算



船速	波の打ち込み頻度※	
	船首部のみ	船首部含む全体
航海速力 1/2	3.6回/年	12.4回/年

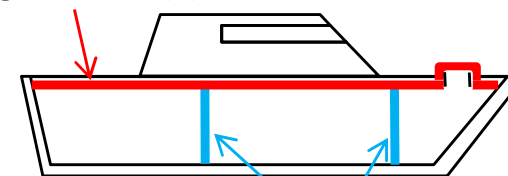
※ 荒天時を含み1年間毎日1航海（2時間）行った時、沈没に至り得る打ち込みがある回数

船首部のみならず船体全体への打込がある

検討結果

- 波の打ち込みによる浸水に対しては、「**水密全通甲板の設置**」が最も効果が高い。
- 座礁、衝突、接触による浸水、沈没に対しては、「**水密隔壁の設置**」が最も効果が高い。
- 「**浸水警報装置及び排水設備の設置**」や「**不沈性の確保（全没水しないこと）**」も一定の効果有。

①水密全通甲板



②水密隔壁

令和7年度施行に向けて詳細検討予定※2

安全対策

- 限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船※1の安全性を更に高める観点から、以下の対策を義務付ける。
 - ① **水密全通甲板の設置** ⇒ 限定沿海区域を航行する船舶の基準を、沿海区域相当に厳格化
 - ② **いずれの1区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を設置** ⇒ 限定沿海区域及び沿海区域を航行する船舶の基準を、近海区域相当に厳格化
- 上記の安全対策を実施することが困難な船舶（既存船や5トン未満の小型船）に対しては、以下のいずれかの代替措置を義務付ける。
 - ① **浸水警報装置及び排水設備の設置** ⇒ 各装置の設置要件及び排水設備の性能基準を明確化
 - ② **不沈性の確保（全没水しないこと）** ⇒ 小型船舶向け不沈性の基準を適用

※1 旅客定員13名以上の船舶または旅客を搭載して事業に使用される船舶（「海上運送法」又は「遊漁船業の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶）

※2 既存船については、適用日以降の最初の定期検査までに義務付ける。

1. 小型旅客船等の船長要件の変更(令和6年度より)
2. 安全統括管理者・運航管理者に対する資格制度の創設と運航管理者の責務の強化等による運航管理体制の強化(令和8年度より)
3. 安全情報の提供(令和6年度より)
4. 船舶の設備要件の変更
5. 事業許可更新制度の導入等による事業規制の強化等

- 小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業について、許可の更新制を導入するとともに、許可及び許可の更新許可の申請時の必要書類として新たに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（「安全人材確保計画」）の提出を義務付ける。

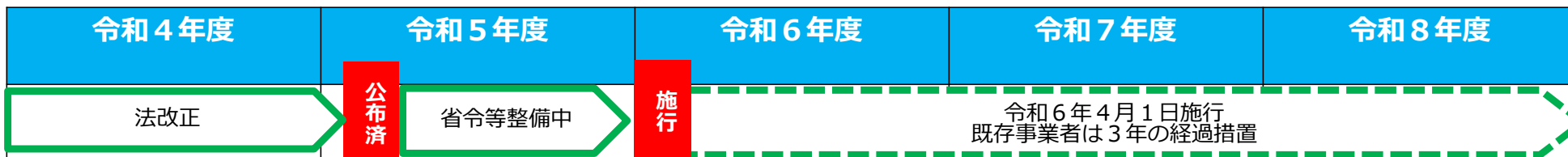
【安全人材確保計画の内容】

- ・ 計画期間
- ・ 安全人材の確保の目標
- ・ 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項
 - 従業員における安全統括管理者・運航管理者の資格者証の計画的な取得に関する取組
- ・ 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標
- ・ 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項
 - 安全統括管理者による安全管理規程に係る従業員への教育、船長による操練の実施に関する状況
- ・ 安全人材確保計画の達成状況等に関する事項（許可更新時のみ）
 - 前回許可・更新時の計画に照らした実績

【更新期間の考え方】

前回の許可更新から					
違反事項無し	→				5年
安全確保命令を受けた者 船舶使用停止命令を受けた者	→			3年	
事業停止命令を受けた者	→		1年		

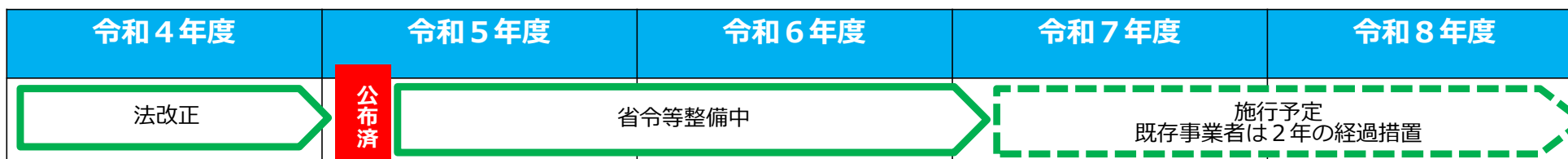
【スケジュールのイメージ】



- 事業の届出制度から登録制度に改め、事業停止や事業取消の行政処分の対象とし、欠格事由の該当確認等、一定の参入規制を行うことにより、悪質な事業者を退出させることとする。
- 一方、事業規模が小さいこと等に鑑み、許可事業者に参入時に課す審査項目（事業遂行能力、輸送需要を踏まえた施設の適応性等）への適合性までは求めないこととする。
- なお、許可事業と同様に、安全統括管理者・運航管理者についての資格制度の創設や事業用操縦免許の取得要件の強化、船長の選任要件の創設等、今回の事故を踏まえ安全対策を強化する。
- 上記のいずれも、対象は対外旅客定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業とする。

	届出制	登録制
欠格期間	無	有
事業停止	対象外	対象
事業取消	対象外	対象

【スケジュールのイメージ】

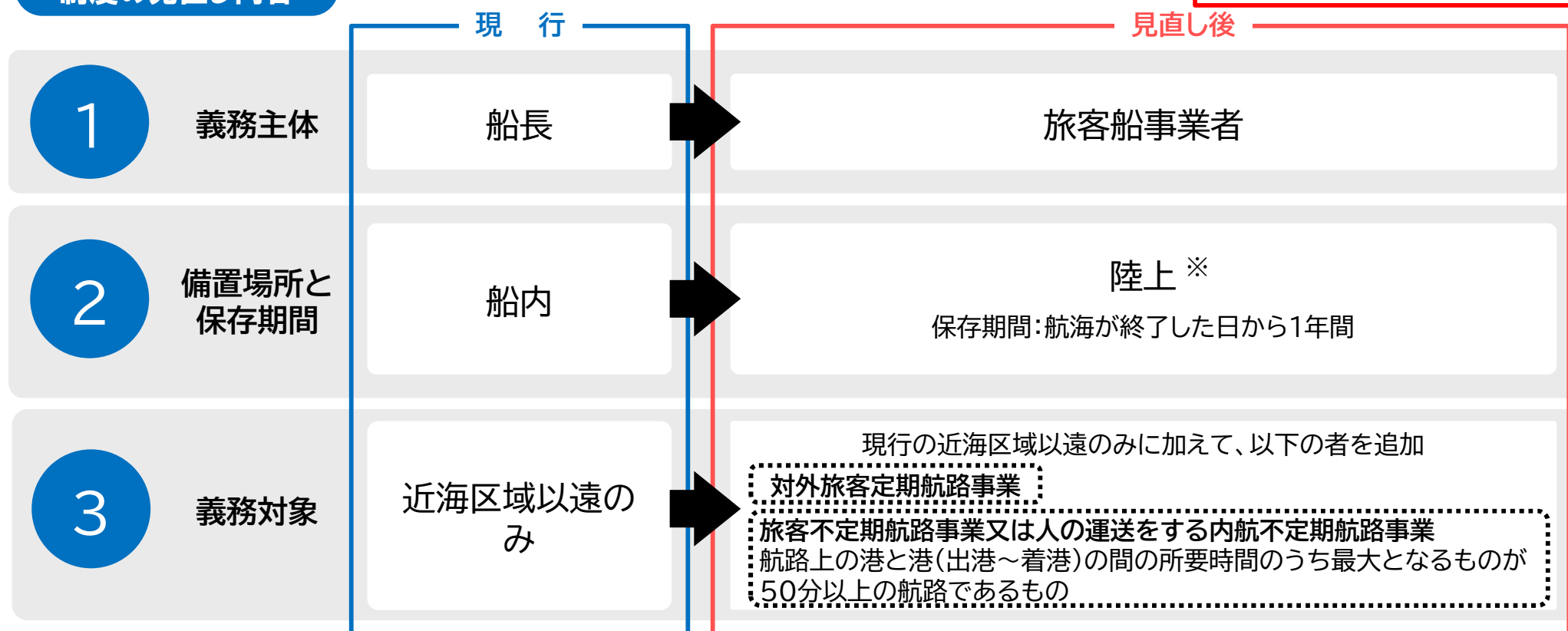


概要

- ✓ 旅客名簿については、現在、船員法第18条に基づき、船長が船内に備え置くこととされているが、船舶が沈没した場合には、記載内容を確認できなくなり、**捜索・救助や安否確認に支障が生じる可能性**
- ✓ 旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更するとともに、備置き義務主体を船長から旅客船事業者に変更するとともに、**一定の船舶に備置き義務付けを拡大**

制度の見直し内容

令和6年度初施行予定



※ 船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①営業所にメール 又は②営業所との共有サーバーに保存等の方法でも可。また、同じ様式に列記する方式だけではなく、例えば、①ホームページ経由の予約客のリスト、②旅行会社経由の予約客のリスト、③旅客による乗船窓口での記録を組み合わせてもよいこととする。

- 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会を令和5年度中に設置推進。

地域旅客船安全協議会

旅客船事業者

- 〈日々の取組〉
 - ◆ 運航に必要な情報、運航可否判断の共有
- 〈年間の取組〉
 - ◆ 安全への取組状況に関する情報交換
 - ◆ 安全講習・訓練の共同実施

漁業関係者等 (漁業者・漁業協同組合・遊漁船業者)

- 運航に必要な情報共有・知見提供
緊急時の相互協力
- ※同様の取組が可能な地域の関係者との連携も可。

自治体 (市町村)

- 中立的観点・地域イメージ向上の観点から年間の取組に対し助言

地方運輸局※

- 設置の働きかけ
安全に関する指導
優良事例の横展開
- ※原則オブザーバー

海上保安庁

- 安全講習・訓練に協力

協議会は、規約・規則を作成の上、運輸局に届け出るほか、年1回、運輸局に活動状況を報告する。

- 旅客船事業者の任意の申請に基づき、評価団体が安全性や安全の確保に向けた取組状況について事業者単位で評価を行い、結果を公表する。
- 評価団体は旅客船利用者にとってわかりやすい評価を行う。また、評価は数年毎に行う更新申請で更新するものとする。
- 評価を受けた旅客船事業者については、国土交通省並びに評価団体等のホームページにおいて公表する。また、評価を受けた旅客船事業者が船内や旅客船ターミナルに評価マークを貼付することや、各事業者・旅行会社のホームページ、名刺等に表示することを通じ、利用者が事業者の安全性を容易に確認できる仕組みを創設する。

令和6年度創設予定

